

武蔵野市立学校改築懇談会 傍聴要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市立学校改築懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は原則として10人とする。ただし、会場の収容可能人数に応じ、変更する場合がある。

(傍聴の手続)

第3条 懇談会を傍聴しようとする者は、開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴を認められない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴席以外の入場禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 懇談会における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 懇談会の会場の内外において懇談会委員に詰め寄る等、懇談会委員への圧力となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、懇談会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 懇談会の座長及び事務局の指示に従うこと。

(録画、録音、撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、懇談会の内容について写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に懇談会の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第8条 傍聴人は、懇談会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、懇談会の座長及び事務局はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。